

# 延吉市領事出張サービス(4月19日(日))のお知らせ

## 在瀋陽日本国総領事館

当館では、吉林省延辺朝鮮族自治州に在留、在勤する邦人の皆様への便宜のため、**2015年4月19日(日)、以下のとおり領事出張サービスを実施いたします**。是非この機会に領事サービスをご利用頂きますよう、皆様のご来訪をお待ちしております。

なお、領事サービスの利用は事前予約制とさせていただきますので、利用を希望される方は、5. 照会先までご連絡下さい。

1. 日時:	2015年4月19日(日) 09:00~12:00、 13:00~16:00
2. 場所:	延辺白山大厦内会議室 吉林省延吉市友誼路66号 【連絡先(会場に関する問い合わせ先)】電話:0433-258-8888(延辺白山大厦 代表)
3. 取扱 業務:	<p><b>(1) 在外選挙の申請</b></p> <p>海外に住んでいても、日本の国政選挙(衆議院及び参議院の比例代表選挙、衆議院小選挙区及び参議院選挙区の選挙、それらの補欠選挙・再選挙)に投票出来ます。そのためには、あらかじめ「在外選挙人名簿」に登録申請し、「在外選挙人証」を取得する必要があります。</p> <p>申請のためには、本人確認のため<b>日本国旅券の提示</b>が必要です。 (旅券が提示できない場合は、日本国又は中国の公的機関が交付した<b>顔写真付きの身分証明書</b>(運転免許証、就業証等)をお持ちください。)</p> <p>なお、同居家族(日本国籍)による代理申請の場合、申請書のほか、申出書が必要となりますので、必要書類は以下のホームページにてご確認ください。</p> <p><a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html</a></p> <p><b>(2) 在留届、変更届及び帰国届の届出</b></p> <p>外国に住所又は居所を定めて3ヶ月以上滞在される全ての日本人の方は、旅券法により、<b>在留届の提出</b>が義務づけられています。</p> <p>また、在留届を提出済みの方で、在留届の記載事項(住所・携帯電話番号・メールアドレス等)に変更の生じた方は<b>変更届</b>、帰国予定の方は<b>帰国届</b>の提出が必要です。</p>

### (3) 旅券の申請、交付

旅券の**申請**をされる方は、後日、ご本人が受領のため当館までお越しいただく必要があります。

旅券の**交付**を受ける方は、**4月14日(火)までに当館領事窓口にて**申請をしてください。申請の際「瀋陽市領事出張サービスでの交付を希望する」旨を忘れずにお知らせください。

旅券申請に必要な書類は、以下の当館ホームページをご覧ください。当館領事・査証班までお問い合わせください。

旅券申請：[http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr\\_worklead\\_03.htm](http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr_worklead_03.htm)

### (4) 各種証明書の申請、交付(在留証明、署名証明、出生証明、婚姻証明等)

証明書の**申請**をされる方は、後日、ご本人が受領のため当館までお越しいただく必要があります。

証明書の**交付**を受ける方は、**4月14日(火)までに当館領事担当まで**ご相談下さい。

各種証明書の申請に必要な書類は、以下の当館ホームページをご覧ください。当館領事・査証班までお問い合わせください。

証明申請：[http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr\\_worklead\\_05.htm#syomei](http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr_worklead_05.htm#syomei)

### (5) 戸籍関係の届出、国籍関係の届出

出生届、婚姻届、認知届などの戸籍関係届出や国籍選択届、国籍取得届などの国籍関係届出が可能です。

各届出に必要な書類は以下の当館ホームページをご覧ください。当館領事・査証班までお問い合わせください。

届出：[http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr\\_worklead\\_05.htm#todokede](http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr_worklead_05.htm#todokede)

### (6) その他各種相談など

事前にご連絡いただいた保護者の方には、小・中学生の教科書の配布も可能ですので、あらかじめ当館領事・査証班までご相談ください。

#### 4. 注意点:

(1) 届出・申請・交付の方は、本人確認のため**日本国旅券**を持参ください。

(なお、手続き等の理由で旅券がお手許にない場合は、日本国又は中国の公的機関が交付した**顔写真付きの身分証明書**(運転免許証、就業証等)を必ずお持ちください。)

(2) 旅券、証明書の**手数料**は、以下のとおりです。 ※2015年4月1日以降、金額が改訂される見込みです。

[http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr\\_worklead\\_13.htm](http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/jp/connection/fr_worklead_13.htm)

**現金(人民元)のみ**の取り扱いとなりますので、お手数ですが、交付を受ける方は**釣り銭が生じないようあらかじめご用意ください**。

5. 照会先:	<p><b>在瀋陽日本国総領事館 領事担当</b></p> <p>【代表電話】:024-2322-7490 (内線 6121) (電話受付時間 8:30~12:00、13:00~17:15)</p> <p>【FAX】:024-2385-2430</p> <p>【電子メール】:<a href="mailto:ryoji@ya.mofa.go.jp">ryoji@ya.mofa.go.jp</a></p> <p>【所在地】:〒110003 遼寧省瀋陽市和平区十四緯路50号.</p> <p>【郵便物宛先】 :在瀋陽日本国総領事館 領事担当</p>
---------	---